

特定保育施設 指導検査基準

令和 7 年 9 月 22 日適用

西東京市健康福祉部地域共生課

指導検査評価区分

評価区分	指導形態	内容
C	文書指摘	関係法令等に違反する場合は、原則として「文書指摘」とする。 ただし、違反の内容が軽微である場合、改善中の場合及び特別な事情により改善が遅延している場合は「口頭指導」とすることができる。
B	口頭指導	関係法令等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として「口頭指導」とする。 ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は「文書指摘」とする。
A	助言指導	関係法令等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。

〔凡例〕

以下の関係法令及び通知等を略称して次のように表記する。

No.	関係法令及び通知等	略称
1	平成26年9月18日条例第20号西東京市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	市確認条例
2	平成24年8月22日号外法律第65号子ども・子育て支援法	支援法
3	平成26年6月9日内閣府令第44号子ども・子育て支援法施行規則	支援法施行規則
4	平成29年3月31日厚生労働省告示第117号「保育所保育指針」	保育所保育指針
5	令和7年3月21日こ成安第44号、6教参学第51号「教育・保育施設等における事故の報告等について」	こ成安第44号通知
6	こ成保38「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」	留意事項通知
7	令和7年3月31日6福祉子保第5649号「教育・保育施設等における事故発生時等の対応について」	6福祉子保第5649号通知

目

次

1 確認事項の変更申請・届出	1
2 利用定員に関する基準	1
3 運営に関する基準	2
(1) 内容及び手続の説明及び同意	2
(2) 正当な理由のない特定保育の提供拒否の禁止	2
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	2
(4) 教育・保育給付認定	2
(5) 心身の状況等の把握	3
(6) 小学校等との連携	3
(7) 特定保育の提供の記録	3
(8) 特定保育に関する評価等	3
(9) 相談及び援助	3
(10) 緊急時等の対応	3
(11) 運営規程	4
(12) 勤務体制の確保等	4
(13) 掲示等	6
(14) 平等に取り扱う原則	6
(15) 子どもの人権の尊重、虐待等の禁止	6
(16) 秘密保持	7
(17) 情報の提供等	7
(18) 利益供与等の禁止	7
(19) 苦情解決	8
(20) 地域との連携等	8
(21) 事故発生の防止及び発生時の対応	9
(22) 記録の整備	10

4 保育所保育指針に関する基準	11
(1) 特定保育の取扱方針	11
(2) 保育所保育に関する基本原則	11
(3) 養護に関する基本的事項	12
(4) 全体的な計画の作成	13
(5) 指導計画の作成	13
(6) 指導計画の展開	14
(7) 保育士等の自己評価	15
(8) 評価を踏まえた計画の改善	15
(9) 子どもの健康支援	15
(10) 食育の推進	18
(11) 環境及び衛生管理並びに安全管理	19
(12) 災害への備え	21
5 会計に関する基準	21
(1) 会計の区分	21
(2) 会計に関する諸記録の整備	21
6 利用者負担に関する基準	21
(1) 利用者負担額	21
(2) 上乗せ徴収	21
(3) 実費徴収	22
(4) 領収証の交付	22
(5) 書面説明及び同意	22
(6) 施設型給付費等の額に係る通知等	22
7 公定価格に関する基準	22

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
1 確認事項の変更申請・届出	1 特定保育施設の確認事項に変更があったときは、市町村長に申請又は届出しなければならない。 <届出の必要な確認事項> ① 施設の名称、保育施設の種類及び所在地 ② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 設置者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書 ④ 建物の構造概要及び図面並びに設備の概要 ⑤ 施設の管理者の氏名、生年月日、住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 施設型給付費及び特例施設型給付費の請求に関する事項 ⑧ 設置者の役員の氏名、生年月日及び住所 ⑨ 利用定員の変更(増加以外) <申請の必要な確認事項> ① 利用定員の増加	1 確認事項の変更の届出をしているか。	(1) 子ども・子育て支援法第32条、35条 (2) 子ども・子育て支援法施行規則第31条、33条、34条	(1) 変更の申請又は届出をしていない。	C
2 利用定員に関する基準	1 特定保育施設の利用定員は、20人以上とする。 2 利用定員は、施設の区分に応じ、小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定める。 【保育所】 子ども・子育て支援法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分及び第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分。 <u>子ども・子育て支援法 第19条</u> 第2号 満三歳以上の小学校就学前子どもであつて、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 第3号 満三歳未満の小学校就学前子どもであつて、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 3 特定保育施設は、利用定員を超えて特定教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、以下のような事情がある場合は、この限りではない。 ① 年度中における特定保育に対する需要の増大 への対応 ② 子ども・子育て支援法第34条第5項に規定する便宜の提供 への対応 ③ 児童福祉法第24条第5項または第6項に規定する措置 への対応 ④ 災害、虐待その他やむを得ない事情	1 適正な定員設定をしているか。 1 利用定員を適正に区分しているか。 1 利用定員は遵守されているか。	(1) 市確認条例第4条 (1) 市確認条例第4条 (1) 市確認条例第22条 (2) 留意事項通知	(1) 定員が適正ではない。 (1) 区分が適正ではない。 (1) 事情なく利用定員を超えて保育を提供している。 (2) 定員超過により、職員、設備、面積等が基準を下回り、事業運営に重大な支障が生じている。 (3) 連続2年以上年間平均利用率が120%以上になっている。	C C C C
				年間平均在所率＝$\frac{\text{各月の初日の在籍子どもの数の総和}}{\text{各月の初日の利用定員の総和}}$	

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
3 運営に関する基準					
(1) 内容及び手続の説明及び同意	1 特定保育施設は、特定保育の提供の開始に際しては、利用申込者に対し、運営規程の概要、管理者・職員の勤務体制、利用者負担その他の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。 利用申込者からの申出があった場合には、重要事項を記した文書の交付に代えて、電磁的方法により提供することができる。	1 運営規程の概要、職員勤務体制、利用者負担などの重要事項について文書を交付し(または電磁的方法を用いて、説明し、同意を得ているか。	(1) 市確認条例第5条	(1) 重要事項説明書を作成していない。 (2) 重要事項説明書の内容が不十分である。 (3) 利用申込者に文書の交付または電磁的方法を用いて説明し、同意を得ていない。 (4) 利用申込者に対する説明、利用書の同意が不十分である。	C B C B
(2) 正当な理由のない特定保育の提供拒否の禁止	1 特定保育施設は、教育・保育給付認定保護者(以下、「保護者」とする。)から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	1 正当な理由なく受け入れを拒んでいないか。	(1) 市確認条例第6条	(1) 正当な理由なく利用の申し込みを拒んでいる。	C
(3) あっせん、調整及び要請に対する協力	1 特定保育施設は、特定保育施設の利用について市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	1 市が行うあっせん及び要請に協力しているか。	(1) 市確認条例第7条	(1) あっせん及び要請に対し協力していない。	B
(4) 教育・保育給付認定	1 特定保育施設は、必要に応じて、保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定(以下、「保育給付認定」とする。)の有無、保育給付認定子どもの該当する区分、保育給付の有効期間及び保育必要量等確かめるものとする。 2 特定保育施設は、保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。 3 特定保育施設は、保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合や変更の認定の申請が有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。 〔ただし、変更の認定の申請については緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りではない。〕	1 保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確認しているか。 2 保護者の不正受給について、市に適切に報告をしているか。 3 保護者に対し、保育給付認定に必要な援助を行っているか。	(1) 市確認条例第8条 (1) 市確認条例第19条 (1) 市確認条例第9条	(1) 保育給付認定の有効期間及び保育必要量を確認していない。 (1) 保護者の不正な行為を報告していない。 (1) 申請に必要な援助を行っていない。	C C C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(5) 心身の状況等の把握	1 特定保育施設は、保育の提供に当たっては、保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。	1 子どもの状況の把握に努めているか。	(1) 市確認条例第10条 (2) 保育所保育指針第3章1(1)	(1) 子どもの心身の状況等の把握に努めていない。	B
(6) 小学校等との連携	1 特定保育施設は、保育の提供の終了に際しては、保育給付認定子どもについて、小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	1 小学校その他の機関との連携に努めているか。	(1) 市確認条例第11条	(1) 小学校その他の機関との連携に努めていない。	B
(7) 特定保育の提供の記録	1 特定保育施設は、特定保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	1 特定保育提供の記録をしているか。(園日誌・保育日誌等)	(1) 市確認条例第12条	(1) 施設の保育提供内容を記録していない。	C
(8) 特定保育に関する評価等	1 特定保育施設は、自らその提供する特定保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 特定保育施設は、定期的に保護者その他の施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	1 自己評価や外部の者の評価による特定教育・保育の質の向上のための取組をしているか。	(1) 市確認条例第16条	(1) 特定保育の質の評価・改善の取組を行っていない。 (2) 特定保育の質の評価・改善の取組が不十分である。	C B
(9) 相談及び援助	1 特定保育施設は、常に保育給付認定子どもの心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、保育給付認定子ども又はその保護者に対し、相談に適切に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	1 子どもや保護者の相談に応じ、助言や援助を行っているか。	(1) 市確認条例第17条	(1) 子どもや保護者からの相談に応じていない。 (2) 子どもや保護者に必要な助言・援助をしていない。	C C
(10) 緊急時等の対応	1 特定保育施設は、特定保育の提供を行っているときに保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	1 緊急時に必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第18条	(1) 緊急時に必要な措置を講じていない。 (2) 緊急時に必要な措置が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 運営規程	1 特定保育施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めておかなければならない。 ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する保育の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員 ⑦ 特定保育の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項 (第6条第2項に規定する選考方法を含む。) ⑧ 緊急時等における対応方法 ⑨ 非常災害対策 ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪ 前各号に掲げるもののほか、特定保育施設の運営に関する重要事項	1 運営規程を適切に定めているか。	(1) 市確認条例第20条	(1) 運営規程等を定めていない。 C (2) 運営規程の内容が不十分である。 B	
(12) 勤務体制の確保等	1 特定保育施設は、保育給付認定子どもに対し、適切な特定保育を提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 2 特定保育施設は、当該特定保育施設の職員によって特定保育を提供しなければならない。ただし、保育給付認定子どもに対する特定保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 3 特定保育施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。	1 職員の勤務体制は適切か。 1 当該施設の職員によって特定教育・保育を提供しているか。 1 施設の職員の研修の機会を確保しているか。	(1) 市確認条例第21条 (1) 市確認条例第21条 (1) 市確認条例第21条	(1) 職員の勤務体制が適切でない。 C (2) 職員の勤務体制が不十分である。 B (1) 当該施設の職員によって特定教育・保育を提供していない。 C (1) 施設の職員の研修の機会を確保していない。 C (2) 施設の職員の研修の機会が不十分である。 B	

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	4 公定価格の基本分単価に含まれる職員構成は以下のとおりであることから、これを充足すること。(保育士、施設長、調理員等、非常勤事務職員、嘱託医・嘱託歯科医) 保育士の数は、年齢配置基準とその他の合計した数であること。 <u>年齢配置基準</u> ・乳児 3人につき1人 ・満1歳以上満3歳に満たない幼児 6人につき1人 ・満3歳以上満4歳に満たない児童 20人につき1人 ・満4歳以上の児童 30人につき1人 <u>計算式</u> $\{4\text{歳以上児数} \times 1/30 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て)})\} + \{3\text{歳以上児数} \times 1/20 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切捨て)})\} + \{1、2\text{歳児数} \times 1/6 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)})\} + \{乳児数 \times 1/3 (\text{小数点第1位まで計算(小数点第2位以下切り捨て)})\} = \text{配置基準上保育士数}$ <u>その他の基準</u> ・利用定員90人以下の施設については1人 ・保育標準時間認定を受けた子どもが利用する施設については1人 〔施設全体の利用定員に占める保育標準時間認定を受けた子どもの人数の割合が低い場合は非常勤の保育士でも可〕 ・年齢配置基準とその他の基準の保育士1人あたり、研修代替保育士として年間2人分の費用を算定 〔当該費用については、保育士が研修を受講する際の受講費や、時間外における研修受講の際の時間外手当等に充当しても差し支えない。〕 施設長 1人 調理員の数は、以下の通りであること。 ・利用定員40人以下の施設 1人 ・利用定員41人以上150人以下の施設は 2人 ・利用定員150人以上の施設は 3人(うち1人は非常勤で可) 非常勤事務職員 1人 〔施設長等の職員が兼務する場合又は業務委託する場合は、配置は不要。〕 嘱託医・嘱託歯科医 各々1人以上	1 職員構成は適正か。 常勤以外の職員を配置する場合については、以下の算式によって得た数値により充足状況を確認する。 <u>計算式</u> $\text{常勤以外の職員の1か月の勤務時間数の合計} \div \text{各施設・事業所の就業規則等で定められた常勤職員の1か月の勤務時間数} = \text{常勤換算値}$	(1) 留意事項通知	(1) 充足すべき職員数が不足している。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(13) 掲示等	1 特定保育施設は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	1 重要事項を掲示するとともに、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しているか。	(1) 市確認条例第23条	(1) 重要事項を掲示していない。 (2) 重要事項の掲示の内容が不十分である。 (3) インターネットを利用して公衆の閲覧に供していない。 (4) インターネットを利用した閲覧の内容が不十分である。	C B C B
(14) 平等に取り扱う原則	1 特定保育施設においては、保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分、特定保育の提供に要する費用を負担するか否か等によって、差別的取扱いをしてはならない。 2 特定保育施設は、良質かつ適切な内容及び水準の特定保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	1 保育給付認定子どもに対し、差別的取扱いをしていないか。 1 全ての子どもに適切な環境を等しく確保することを目指しているか。	(1) 市確認条例第24条 (1) 市確認条例第3条	(1) 子どもに対し、差別的取り扱いをしている。 (1) 適切な環境が等しく確保されていない。	C B
(15) 子どもの人権の尊重、虐待等の禁止	1 特定保育施設は、利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、子どもの立場に立って特定保育を提供するよう努めなければならない。 2 利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。 3 特定保育施設の職員は、保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	1 子どもの意思や人格を尊重した保育を提供しているか。 1 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制を整備しているか。 1 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	(1) 市確認条例第3条 (1) 市確認条例第3条 (2) 保育所保育指針第1章1(5) (1) 市確認条例第25条	(1) 子どもの意思や人格を尊重していない。 (1) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制を整備していない。 (2) 子どもの人権の擁護、虐待の防止等のための体制が不十分である。 (1) 子どもの心身に有害な影響を与える行為をしている。	C C B C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(16) 秘密保持	1 特定保育施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 特定保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た保育給付認定子ども又はその家族等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。 特定保育施設は、小学校、他の特定保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。 <必要な措置(例)> □ 規程類の整備 □ 雇用時の取り決め 等	1 秘密漏洩がないよう施設が必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第27条	(1) 秘密保持に必要な措置を講じていない。	C
		2 保育給付認定子どもに関する情報の提供をする際にあらかじめ文書で保護者の同意を得ているか。	(1) 市確認条例第27条	(2) 秘密保持の措置が不十分である。 (1) 子どもに関する情報提供について、あらかじめ文書による保護者の同意を得ていない。	B C
(17) 情報の提供等	1 特定保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る保護者が、その希望を踏まえて適切に特定保育施設を選択することができるように、当該特定保育施設が提供する特定保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。 2 特定保育施設は、当該特定教育・保育施設について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてではない。	1 特定保育施設を利用しようとする保護者に対して情報の提供を行うよう努めているか。	(1) 市確認条例第28条	(1) 利用しようとする保護者への情報提供に努めていない。	B
		1 広告の内容に虚偽や誇大なものがないか。	(1) 市確認条例第28条	(1) 施設についての広告に虚偽や誇大な内容がある。	C
(18) 利益供与等の禁止	1 特定保育施設は、利用者支援事業者等、教育・保育施設等又はその職員(以下、「関与者」とする。)に対し、小学校就学前子ども又はその家族に対して当該教育・保育施設等を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。 2 特定保育施設は、関与者から、小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。	1 関与者への利益供与がないか。	(1) 市確認条例第29条	(1) 関与者に利益供与している。	C
		1 関与者からの利益収受がないか。	(1) 市確認条例第29条	(1) 関与者から利益収受している。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(19) 苦情解決	1 特定保育施設は、その提供した特定保育に関する保育給付認定子ども・保護者・家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。 特定保育施設は、苦情を受け付けた場合には、内容等を記録しなければならない。	1 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。 2 苦情を記録しているか。	(1) 市確認条例第30条	(1) 苦情対応に必要な措置を講じていない。 (2) 苦情対応が不十分である。 (3) 苦情を記録していない。	C B C
	2 特定保育施設は、その提供した保育に関する保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	1 苦情に関して、市が実施している事業に協力しているか。	(1) 市確認条例第30条	(1) 苦情に関する市の実施事業に協力していない。	C
	3 特定保育施設は、その提供した保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市の職員からの質問若しくは特定保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	1 苦情に関して市が行う調査に協力し、指導・助言に従って必要な改善をしているか。	(1) 市確認条例第30条	(1) 苦情に関する市の調査に協力していない。 (2) 指導・助言に従った必要な改善をしていない。	C C
	4 特定保育施設は、市からの求めがあった場合には、改善の内容を市に報告しなければならない。	1 市から求めがあった場合に、改善の内容を市に報告しているか。	(1) 市確認条例第30条	(1) 市の求めがあるにも関わらず、改善の内容を市に報告していない。	C
(20) 地域との連携等	1 特定保育施設は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都、市、小学校、児童福祉施設等若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。	1 地域との連携や交流に努めているか。	(1) 市確認条例第3条 (2) 市確認条例第31条	(1) 地域との連携や交流に努めていない。	B
	2 特定保育施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。 また、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。	2 保護者や地域社会に対し、運営の内容の説明に努めているか。	(1) 市確認条例第31条	(1) 保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容の説明に努めていない。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(21) 事故発生の防止及び発生時の対応	1 特定保育施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる事項を定める措置を講じなければならない。 ①事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。 ③事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。 <市に報告が必要な事故等> ①死亡事故 ②意識不明事故 (どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの) ③治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病等を伴う重篤な事故等 ④感染症若しくは食中毒の発生又は発生が疑われる状況が生じ、次のア、イ又はウに該当する場合 ア 同一の感染症若しくは食中毒又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合 イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に園長が報告を必要と認めた場合 ⑤迷子、置き去り、連れ去り等が発生し又は発生しかけた場合 ⑥その他、児童の生命又は心身に重大な被害が生じる事故に直結するような事案(児童への暴力やわいせつ行為等の事実があると思慮される事案を含む。)または身体被害に係る重大な事故に直結するような事案が発生した場合 事故報告の第1報は原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日)、第2報は原則1ヵ月以内程度とし、状況の変化や必要に応じて、追加の報告を行うこと。また、事故発生の要因分析や検証等の結果については、でき次第報告すること。	1 事故発生や再発防止のための措置を講じているか。 1 事故発生が発生した場合に連絡や必要な措置を講じているか。	(1) 市確認条例第32条 (1) 市確認条例第32条 (2) こ成安第44号通知 (3) 6福祉子保第5649号通知	(1) 事故発生防止の指針を整備していない。 (2) 事故発生防止の指針の内容が不十分である。 (3) 事故発生の報告や分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備していない。 (4) 従業者への事故発生の報告や周知徹底が不十分である。 (5) 事故発生防止のための委員会や従業員に対する研修を定期的に行っていない。 (6) 事故発生時に連絡や必要な措置を講じていない。 (1) 事故発生の連絡や報告が行われていない。 (2) 事故発生の連絡や報告が速やかに行われていない。	C B C B C B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(22) 記録の整備	3 特定保育施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。	1 事故の状況や採った処置を記録しているか。	(1) 市確認条例第32条	(1) 市の報告が必要な事故等の記録を採っていない。	C
	4 特定保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	1 賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行っているか。	(1) 市確認条例第32条	(1) 賠償すべき損害賠償を速やかに行っていない。	C
	1 特定保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 市確認条例第34条	(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備していない。	C
				(2) 職員、設備及び会計に関する諸記録の整備が不十分である。	B
	2 保育所は、保育給付認定子どもに対する特定保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。 ①市確認条例第15条第1項各号に定めるものに基づく特定保育の提供に当たっての計画 ②市確認条例第12条において規定する提供した特定保育に係る必要な事項の提供の記録 ③市確認条例第19条に規定する市への通知に係る記録 ④市確認条例第30条第2項に規定する 苦情の内容等の記録 ⑤市確認条例第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	1 特定保育の提供に関する記録の整備は適正に行われているか。	(1) 市確認条例第34条	(1) 特定保育の提供に関する記録の整備が行われていない。	C
				(2) 特定保育の提供に関する記録の整備が不十分である。	B
				(3) 特定保育の提供に関する記録を保存していない。	C
				(4) 特定保育の提供に関する記録の保存が不十分である。	B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
4 保育所保育指針に関する基準					
(1) 特定保育の取扱方針	1 特定保育施設は、施設の区分に応じた指針に基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定保育の提供を適切に行わなければならない。 【保育所】 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針(保育所保育指針)	1 保育所保育指針に基づいた保育が行われているか。	(1) 市確認条例第15条	(1) 保育所保育指針に基づいた特定保育の提供が適切に行われていない。 (2) 保育所保育指針に基づいた特定保育の提供が不十分である。	C B
(2) 保育所保育に関する基本原則	(役割) 保育所は、児童福祉法第39条の規定に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場で行わなければならない。 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うものであり、保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則を踏まえ、各保育所の実情に応じて、適切に行われなければならない。 (目標) 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。 乳児保育では、 身体的発達に関する視点「健やかに伸び伸びと育つ」、 社会的発達に関する視点「身近な人と気持ちを通じ合う」及び 精神的発達に関する視点「身近なものと関わり感性が育つ」を目指す。 1歳以上児では、 心身の健康に関する領域「健康」、人との関わりに関する領域「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域「環境」、言葉の獲得に関する領域「言葉」及び感性と表現に関する領域「表現」を目指す。 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。	1 保育の内容及びこれに関連する運営が基本原則を踏まえているか。	(1) 保育所保育指針第1章、第2章	(1) 保育の内容及びこれに関連する運営が基本原則を踏まえていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	(方法) 保育の目標を達成するために、保育士等は、次の事項に留意して保育しなければならない。 ① 一人一人の子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安心感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。 ② 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。 ③ 子どもの発達について理解し、一人一人の発達過程に応じて保育すること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。 ④ 子ども相互の関係づくりや互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものにするよう援助すること。 ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互の関わりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。 ⑥ 一人一人の保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。 (環境) 保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。 (社会的責任) 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。 保育所は、入所する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。				
(3) 養護に関する基本的事項	(理念) 保育における養護とは、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るために保育士等が行う援助や関わりであり、保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とするものである。保育所における保育全体を通じて、養護に関するねらい及び内容を踏まえた保育が展開されなければならない。	1 養護の内容は適切か。	(1) 保育所保育指針第1章2	(1) 養護の内容が適切でない。 (2) 養護の内容が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(4) 全体的な計画の作成	1 保育所は、保育所保育指針第1章1の(2)に示した保育の目標を達成するため、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。	1 全体的な計画を適切に作成しているか。 2 全体的な計画の内容は十分か。	(1) 保育所保育指針第1章3(1)ア、イ、ウ	(1) 全体的な計画を作成していない。 (1) 全体的な計画の内容が不十分である。	C B
(5) 指導計画の作成	1 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。 2 指導計画の作成に当たっては、保育所保育指針第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。 ①3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。 ②3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。 ③異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。	1 長期的な指導計画を適切に作成しているか。 2 短期的な指導計画を適切に作成しているか。 1 3歳未満児について、個別的な指導計画を適切に作成しているか。 2 個別的な指導計画の内容は十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (1) 保育所保育指針第1章3(2)ア (1) 保育所保育指針第1章3(2)イ (1) 保育所保育指針第1章3(2)イ	(1) 長期的な指導計画を作成していない。 (1) 短期的な指導計画を作成していない。 (1) 3歳未満児について、個別的な指導計画を作成していない。 (1) 個別的な指導計画の内容が不十分である。	C C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(6) 指導計画の展開	3 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。 また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。	1 具体的なねらい及び内容が設定されているか。 2 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)	(1) 具体的なねらい及び内容が設定されていない。 (2) 具体的なねらいが達成されるよう、適切な環境を設定していない。	B B
	4 1日の生活リズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。	1 生活リズムの調和を図るよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)エ	(1) 生活リズムの調和を図るよう配慮していない。	B
	5 午睡は生活リズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。	1 午睡等の適切な休息をとっているか。 2 安全な睡眠環境を確保しているか。 3 一律とならないよう配慮しているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)④ 保育所保育指針第1章2(2)イ(イ)④ 保育所保育指針第1章3(2)オ	(1) 午睡等適切な休息をとっていない。 (2) 安全な睡眠環境を確保していない。 (3) 一律とならないよう配慮していない。	C B B
	6 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置づけること。	1 長時間にわたる保育について、保育の内容等を指導計画に位置付け、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)カ	(1) 長時間にわたる保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。	B
	7 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。	1 障害のある子どもの保育について、発達過程や障害の状態を把握し、指導計画の中に位置づけ、適切に対応しているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(2)キ 保育所保育指針第3章2(2)ウ 保育所保育指針第4章2(2)イ	(1) 障害のある子どもの保育について、指導計画への位置づけ、対応が不十分である。 (2) 障害のある子どもの保育について、家庭や専門機関との連携が不十分である。	B B
	1 指導計画に基づく保育の実施に当たっては、次の事項に留意しなければならない。 ①施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。 ②子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行うこと。 ③子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるよう援助すること。	1 指導計画に基づく保育が十分であるか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)	(1) 指導計画に基づく保育が不十分である。 (2) 職員による役割分担と協力体制が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(7) 保育士等の自己評価	2 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ること。	1 指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(3)エ 保育所保育指針第1章3(5)イ	(1) 指導計画に基づく保育の内容の見直し、改善が不十分である。	B
	1 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。	1 保育士等の自己評価を行い、専門性の向上や保育実践の改善を行っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(4)ア、(5)	(1) 保育士等の自己評価を行わず、専門性の向上や保育実践の改善を行っていない。	B
	① 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分配慮するよう留意すること。 ② 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。				
(8) 評価を踏まえた計画の改善	1 保育所は、保育内容等の評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。	1 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っているか。	(1) 保育所保育指針第1章3(5)	(1) 評価の結果を踏まえ、保育の内容等の改善を図っていない。	B
(9) 子どもの健康支援	1 登所時及び保育中を通じて子どもの状態を観察し、保護者への連絡や囑託医と相談するなど適切な対応を図ること。 不適切な養育の兆候や虐待が疑われる場合には、市や関係機関との連携や通告などの適切な対応を図ること。	1 不適切な養育の兆候等が疑われる場合の対応が適切に行われているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)	(1) 不適切な養育の兆候等が疑われる場合の対応が不適切である。	C
		2 必要に応じ、保護者に連絡をしているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(1)イ	(1) 保護者と連絡をとっていない。 (2) 保護者との連絡が不十分である。	C B
	2 子どもの健康に関する保健計画を全体的な計画に基づいて作成し、全職員がそのねらいや内容を踏まえ、一人一人の子どもの健康の保持及び増進に努めていくこと。	1 全体的な計画に基づいて保健計画を作成し、子どもの健康の保持及び増進に努めているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(2)ア	(1) 保健計画を作成していない。 (2) 子どもの健康診断や結果の記録を行っていない。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	3 一人一人の子どもの平常の健康状態や発育及び発達状態を的確に把握し、異常を感じる場合は、速やかに適切に対応すること。 4 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的、継続的に、また、必要に応じて随時把握すること。 5 保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医やかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 6 感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、予防等について協力を求めること。また、感染症に関する保育所の対応方法等について、あらかじめ関係機関の協力を得ておくこと。看護師等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 最も重要な対策は手洗い等により手指を清潔に保つことである。適切な手洗いの手順に従って、丁寧に手洗いがことが接触感染対策の基本であり、そのためには、全ての職員が正しい手洗いの方法を身につけ、常に実施する必要がある。 子供の年齢に応じて、手洗いの介助を行うことや適切な手洗いの方法を指導することが大切である。 タオルの共用は絶対に行わず、ペーパータオルを使用することが望ましい。 (感染症予防対策の例) ・タオル、コップ等を共用していないか。 ・食事の直前及び排泄又は職員が排泄の世話をした直後は、石鹸を使って流水で十分に手指を洗っているか。 ・ビニールプール等で水遊びをする際に、下痢気味の児童等を水に入れていないか。 参考 「保育所における感染症対策ガイドライン」(平成30年3月厚生労働省)	1 日々の健康状態を観察しているか。 3 身長、体重等の測定を定期的に行っているか。 1 体調不良等への対処を適切に行っているか。 1 感染症やその他の疾病の予防等の対策を講じているか。	(1) 保育所保育指針第1章2(2)ア(イ)①、第3章1(1)イ (1) 保育所保育指針第3章1(1) (1) 保育所保育指針第3章1(3)一 (1) 保育所保育指針第3章1(3)イ	(1) 日々の健康状態を観察していない。 (2) 日々の健康状態の観察が不十分である。 (1) 身長、体重等の測定を定期的に行っていない。 (1) 体調不良等への対処を適切に行っていない。 (1) 感染症やその他の疾病の予防等の対策を適切に行っていない。 (2) 感染症やその他の疾病の予防等の対策が不十分である。	C B B B C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	7 アレルギー疾患を有する子どもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき、適切な対応を行うこと。また、食物アレルギーに関して、関係機関と連携して、当該保育所の体制構築など、安全な環境の整備を行うこと。看護師や栄養士等が配置されている場合には、その専門性を生かした対応を図ること。 (対策例) ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有する。 ・生活管理指導表に基づいた対応について、保育士等が保護者と面談を行い、相互の連携を図る。 ・誤食事故は、注意を払っていても、日常的に発生する可能性があることを踏まえ、食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応を行うことができるようにする等の環境面における対策を行う。 参考 保育所保育指針 第3章1(3) ・人的エラーの対策としては、食事内容を記載した配膳カードを作成し、食物アレルギーを有する子供の調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食物アレルギーを有する子供の食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられる。 参考 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成31年4月 厚生労働省) 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 アレルギー疾患を有する子どもの保育が適切か。 ・生活管理指導表により、保護者等と情報を共有しているか。 食器の色を変える、座席を固定する、食事中に保育士等が個別的な対応をとる等、安全性を最優先とした対策がとられているか。 全職員を含め、関係者の共通理解の下で、組織的に対応しているか。 施設長、調理員や栄養士等の専門職、保育士等が子供の現状を把握し、保護者と面談等を行い、相互の共通理解及び連携を図っているか。	(1) 保育所保育指針第3章1(3)	(1) アレルギー疾患への対応を適切に行っていない。 (2) アレルギー疾患への対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	8 乳児は、疾病への抵抗力が弱く、心身の機能の未熟さに伴う疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達の状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うこと。 乳幼児突然死症候群(SIDS)の予防及び睡眠中の事故防止の観点から、医学上の理由を除いてうつぶせ寝を避け、仰向けに寝かせ、睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察するなどの基本事項を順守すること。 1歳以上であっても子どもの発達状況により、仰向けに寝かせること。また、預かり始めの子どもについては特に注意し、きめ細かな見守りが重要である。 (対応例) ・児童の顔が見える仰向けにしっかりと寝かせる。 ・照明は、児童の顔色が観察できる程度の明るさを保つ。顔色がしっかり確認できること。(採光、布団等が顔にかぶっていないか。) ・児童の顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察する。(0歳児は5分に1回、1～2歳児は10分に1回が望ましい。) ・睡眠前には口の中に異物等がないかを確認する。 ・柔らかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。 ・ヒモ及びヒモ状のものをそばに置かない。 ・厚着をさせすぎない。暖房を効かせすぎない。 ・必ず大人が見ていること。(子どもから目を離さない、子ども全員が見える位置につく、死角を作らない。) ・児童のそばを離れない。機器の使用の有無にかかわらず、必ず職員がそばで見守る。 - 子どもを1人にしない。(子どもだけにしない。) ・保育室内の禁煙を徹底する。 ・日々、個々の体調確認の徹底(個々の既往歴、朝の受け入れ時の情報、連絡帳等保護者からの情報、日中の活動の様子や食事の様子など職員同士の情報共有等) 参考「教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議」からの注意喚起について(平成29年12月18日付内閣府子ども・子育て本部参事官付・文部科学省初等中等教育局幼児教育課・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 参考「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	1 乳幼児突然死症候群(SIDS)の事故防止対策を講じているか。 児童の顔が見える仰向けに寝かせる、児童の顔色・呼吸の状態をきめ細かく観察する、厚着をさせすぎない、職員がそばで見守る等、睡眠中の事故防止対策が講じられているか。 2 睡眠時チェック表を作成しているか。	(1) 保育所保育指針 第2章1(3)ア 第3章1(3)イ 第3章3(2)ア、イ (2) 27福保子保第3650号 (1) 保育所保育指針 第3章3(2)ア、イ	(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策を講じていない。 (2) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が不十分である。 (1) 睡眠時チェック表を作成していない。 (2) 睡眠時チェック表の記録が不十分である。	C B C B
(10) 食育の推進	1 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。 2 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。栄養士が配置されている場合は、専門性を生かした対応を図ること。	1 全体的な計画に基づいた食育計画を作成し、評価及び改善に努めているか。 1 子どもの心身の状態等に応じた食事の対応をしているか。	(1) 保育所保育指針第3章2(1) (1) 保育所保育指針第3章2(1)	(1) 食育計画を作成していない。 (1) 子どもの心身の状態等に応じた食事の対応が不十分である。	B B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(11) 環境及び衛生管理並びに安全管理	1 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めること。施設内外の適切な環境の維持に努めるとともに、子ども及び全職員が清潔を保つようにすること。また、職員は衛生知識の向上に努めること。	1 施設の環境や衛生管理が適切か。	(1) 保育所保育指針第3章3	(1) 施設の環境や衛生管理が適切でない。	B
	2 保育中の事故防止のために、子どもの心身の状態等を踏まえつつ、施設内外の安全点検に努め、安全対策のために全職員の共通理解や体制づくりを図るとともに、家庭や地域の関係機関の協力の下に安全指導を行うこと。 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。 (対策例) ・危険な場所、設備等を把握しているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。 ・施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図る。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達等)や当日の子供の健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去する。 ・過去に、誤嚥、窒息などの事故が起きた食材は、誤嚥を引き起こす可能性について保護者に説明し、使用しないことが望ましい。 ・クリスマスや年末年始、節分等の行事の際は、普段とは異なる内容・形態にて食事等の提供がなされていることを踏まえ、事故防止に万全を期すこと。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府) 「食品の誤嚥による子どもの窒息事故の予防に向けた注意喚起について」(令和3年12月17日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡)	1 児童の事故防止に配慮しているか。 子どもの心身の状態等を踏まえつつ、年齢、場所、活動内容等に留意し、事故の発生防止に取り組んでいるか。 窒息の可能性のある玩具等が保育環境下に置かれていないかなどについて、定期的に点検しているか。 子どもの食事に関する情報等を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。	(1) 保育所保育指針第1章1(4)イ、第1章2(2)ア(イ)②、第3章3(2)ア、イ	(1) 児童の事故防止に配慮していない。 (2) 児童の事故防止に対する配慮が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
	・園外保育時は携帯電話等による連絡体制を確保し、複数の保育士が対応する。 ・職員は子どもの列の前後(加えて人数に応じて列の中)を歩く、交差点等で待機する際には車道から離れた位置に待機する等のルールを決めて移動する。 ・目的地への到着時や出発時、帰園後の子どもの人数確認等の迷子・置き去り防止を行う。 ・散歩の経路等について、交通量や危険箇所等の点検を行う。 ・目的地や経路について事前に安全の確認を行い、職員間で情報を共有するとともに、園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施する。 参考 「保育所等での保育における安全管理の徹底について」(令和元年5月10日付内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 参考 「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」(令和元年6月21日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) 参考 「保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について」(令和3年8月25日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室・厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡) ・プール、水遊びを行う場合は、適切な監視・指導体制の確保と緊急時への備えを徹底する。 ・プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないよう、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置する。 参考 「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月 内閣府)	園外保育時に複数の職員(うち1人以上は常勤保育士)が対応しているか。 プール活動等を行う場合は、水の外で監視に専念する職員を配置しているか。			
3	事故により傷害等が発生した場合には、子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行うこと。看護師等が配置されている場合は、その専門性を生かした対応を図ること。 再発防止等に役立てるため、事故の経過及び対応を事故簿等に記録するとともに事業所全体で振り返りを行い、速やかに再発防止策を講じること。 保護者へは、緊急時には早急にまた簡潔に要点を伝え、事故原因等については、改めて具体的に説明すること。 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じること。	1 事故が発生した場合に適切に対応しているか。 事故の経過及び対応を事故簿等に記録しているか。	(1) 市確認条例第32条 (2) 保育所保育指針第3章1(3)ア	(1) 事故発生後の対応を適切に行っていない。 (2) 事故発生後の対応が不十分である。	C B

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(12) 災害への備え	1 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。備品、遊具等の配置、保管を適切に行い、日頃から、安全環境の整備に努めること。 2 災害の発生に備え、緊急時の対応の具体的内容及び手順、職員の役割分担、避難訓練計画等に関するマニュアルを作成すること。 定期的に避難訓練を実施するなど、必要な対応を図ること。 日頃から保護者との密接な連携に努め、連絡体制や引渡し方法等について確認をしておくこと。	1 施設・設備等の安全確保に努めているか。 1 災害発生時の対応体制及び避難への備えが適切か。	(1) 保育所保育指針第3章4 (1) 保育所保育指針第3章4	(1) 施設・設備等の安全確保に努めていない。 (1) 災害の発生に備えたマニュアルを作成していない。 (2) 避難訓練を実施していない。	B B B
5 会計に関する基準					
(1) 会計の区分	1 特定保育施設は、特定保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。 ’特定保育施設の拠点区分は、原則として予算管理の単位とし、一体として運営される施設、事業所又は事務所をもって1つの拠点区分とする。具体的な区分については、法令上の事業種別、事業内容及び実施する事業の会計管理の実態を勘案して区分を設定するものとする。	1 会計の区分がされているか。	(1) 市確認条例第33条	(1) 特定保育事業の会計を他の事業会計と区分していない。	C
(2) 会計に関する諸記録の整備	1 特定保育施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。	1 会計に関する諸記録を整備しているか。	(1) 市確認条例第34条	(1) 記録を整備していない。 (2) 記録の整備が不十分である。	C B
6 利用者負担に関する基準					
(1) 利用者負担額	1 特定保育施設は、特定保育を提供した際は、保護者から当該特定保育に係る利用者負担額(保育料)の支払を受けるものとする。	1 保護者から利用者負担額(保育料)の支払を受けているか。	(1) 市確認条例第13条	(1) 利用者負担額(保育料)の支払を受けていない。	B
(2) 上乗せ徴収	1 特定保育施設は、特定保育を提供するにあたって、当該特定保育の質の向上を図るうえで特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を、保護者から受けることができる。	1 特に必要であると認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されているか。	(1) 市確認条例第13条	(1) 特に必要と認められる対価の支払について、定められた範囲内で設定されていない。	C

項 目	基本的考え方	観 点	関係法令等	評価事項	評価
(3) 実費徴収	1 特定保育施設は、特定保育において便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を、保護者から受けることができる。 ① 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品 ② 特定保育に係る行事への参加に要する費用 ③ 食事の提供に要する費用(3号認定子どもに対する食事の提供に関する費用を除き、2号認定子どもについては主食の提供に係る費用に限る。) ④ 特定保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤ ①から④に掲げるもののほか、特定保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	1 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を受けていないか。	(1) 市確認条例第13条	(1) 便宜に要する費用について、該当しない費用の支払を、保護者から受けている。	C
(4) 領収証の交付	1 特定保育施設は、5 会計に関する基準(3)から(5)の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った保護者に対し交付しなければならない。	1 当該費用に係る領収証を保護者に対し交付しているか。	(1) 市確認条例第13条	(1) 当該費用に係る領収証を保護者に対し交付していない、或いは集金袋に受領印を押す等の対応をしていない。	C
(5) 書面説明及び同意	1 特定保育施設は、5 会計に関する基準(4)及び(5)の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、5 会計に関する基準(5)の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	1 書面を提示し説明を行い、同意を得ているか。	(1) 市確認条例第13条	(1) 上乗せ徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得ていない。 (2) 実費徴収を実施している場合、あらかじめ書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得ていない。 (3) 保護者への説明等が不十分である。	C C B
(6) 施設型給付費等の額に係る通知等	1 特定保育施設は、法定代理受領により特定保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	1 法定代理受領による支給額を通知しているか。	(1) 市確認条例第14条	(1) 法定代理受領により受けた施設型給付費の額を保護者に通知していない。	C
7 公定価格に関する基準	1 公定価格の請求については、平成28年8月23日府子本第571号・28文科初第727号・雇児発0823第1号「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(令和元年9月30日府子本第536号・元文科初第791号・子発0930第1号改正現在)に定めるところによる。	1 施設型給付費又は委託費の請求が適切に行われているか。	(1) 留意事項通知	(1) 施設型給付費又は委託費の請求が適切でない。 (2) 施設型給付費又は委託費の請求の要件を満たしているか、事業所管課に確認の必要がある。	C C